

大館市公告第6号

大館市本庁舎建設基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成28年 5月12日

大館市長 福原淳嗣

1. 業務概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業務の名称 | 大館市本庁舎建設基本設計業務 |
| (2) 業務内容 | 大館市本庁舎建設工事（仮称）に係る基本設計業務
（新庁舎本体設計、外構、駐車場等） |
| (3) 契約期間 | 契約を締結した日から平成29年6月30日まで |
| (4) 計画する施設の規模 | 延べ床面積 7,000 m ² 程度 |
| (5) 計画概要 | 「大館市本庁舎建設基本計画」による |

2. 業務の詳細な説明

基本設計業務の内容及び公募型プロポーザル審査に関する説明は、「大館市本庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」及び「特記仕様書（案）」による。

3. 受託者の選定方法

- (1) 本業務を受託する代表企業は、「4. 参加資格(1)及び(2)」に掲げた資格要件を満たす者で、代表企業として参加表明書を提出し、公募型プロポーザルにおける審査委員会の審査の結果、最優秀提案者として特定されたものとする。
- (2) 本業務の構成員候補者は、「4. 参加資格(1)及び(3)」に掲げた資格要件を満たす者で、構成員として参加表明書を提出し、大館市本庁舎建設基本設計業務に関する設計共同企業体選出名簿（以下「名簿」という。）に登載された者とする。なお、構成員候補者については技術提案書の提出は求めない。
- (3) 代表企業は、最優秀提案者として特定された後、名簿に登載された構成員候補者の中から代表企業の判断により1以上の構成員を選定し、代表企業及び構成員の2以上の企業からなる設計共同企業体を組成しなければならない。なお、選定された構成員の出資割合の合計は、20%以上とする。
- (4) 設計共同企業体の組成後、速やかに設計共同企業体協定書の写し及び構成員選定理由書並びに面談状況の分かる報告書を提出しなければならない。

ない。

4. 参加資格

- (1) 代表企業又は構成員として参加表明書等を提出できる企業は、次のアからオまでの条件を満たす者でなければならない。
 - ア 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
 - ウ 本事業の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
 - エ 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
 - オ 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (2) 代表企業参加者は、前記(1)アからオまでに掲げる要件のほか、次のいずれにも該当しなければならない。
 - ア 平成28年度大館市有資格業者登録名簿の「測量・コンサル等」業種に名簿登載されていること。
 - イ 単体企業であること。ただし、設計に関する協力者（以下「協力事務所」という。）として他の企業を加え特定の分野のみ担当させることは差しつかない。その場合、協力事務所が担当する業務を明確にすること。
 - ウ 公告日から過去10年間において国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添二第四号第1類又は第2類に該当する延床面積5,000㎡以上の建物の建設に関する基本設計及び実施設計の元請実績を有すること。
 - a 設計共同企業体における実績にあつては、代表構成員であること。
 - b 基本設計又は実施設計のみの実績は不可とする。
- (3) 構成員参加者は、前記(1)アからオまでに掲げる要件のほか、次のいずれにも該当しなければならない。
 - ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上及び常勤職員2名以上を配置していること。ただし、設計共同企業体を組成することで一級建築士を2名以上及び常勤職員2名以上の配置が可能となる場合は、構成員となる設計共同企業体として参加表明を行うことができる。
 - イ 平成28年度大館市有資格業者登録名簿「測量・コンサル等」業種の「市内業者名簿」に名簿登載されていること。（設計共同企業体を組成する場合、全ての企業が名簿登載されていること。）

5. 技術提案書等の評価基準

(1) 一次評価（代表企業）

ア 企業能力

技術職員数、有資格者数、同種・類似業務の実績を評価する。

イ 配置技術者の資格

各担当分野について主任担当技術者の資格内容を評価する。

ウ 配置技術者の技術力

管理技術者及び各主任担当技術者の同種・類似の業務実績に加え、建設地、件数、携わった立場を合わせて評価する。

エ 経験年数

管理技術者及び各主任担当技術者の実務経験年数を評価する。

オ 地域経済貢献

代表企業として設計共同企業体を組成する際の構成員の出資比率を評価する。

(2) 二次評価（代表企業）

ア 業務実施方針

設計業務の進め方、設計共同企業体を組成する構成員との業務実施体制、市民参加の考え方、その他業務実施上の配慮事項等について評価する。

イ 特定テーマ

下記AからDまでのテーマについての的確性、創造性、実現性について総合的に評価する。

A 歴史ある桂城公園との調和、景観や機能の一体化を図り、街のにぎわい創出に繋がる建築計画と敷地利用の考え方

B 100年間持続できる防災拠点としての庁舎に必要な機能の整備方針と構造に関する考え方

C 組織の変化に柔軟に対応でき、市民サービスの向上と開かれた市民交流の促進が図られる建築計画と敷地利用に関する考え方

D 建設地においてライフサイクルのコストとCO₂の削減に有効な環境配慮の具体的な方策

ウ 取り組み意欲、基本計画の理解度

取り組み姿勢や基本計画の理解度を評価する。

(3) 審査

代表企業参加者から提出を受けた技術提案書等の審査は、別に設置する審査委員会において行う。

6. 日程

(1) 第1回質問書提出期限

平成28年5月17日（火）17時まで

(2) 代表企業及び構成員の参加表明書提出期限

- 平成28年5月27日（金）17時まで
- (3) 一次評価の結果通知
平成28年6月8日（水）
- (4) 第2回質問書提出期限
平成28年6月22日（水）17時まで
- (5) 技術提案書提出期限
平成28年7月19日（火）17時まで
- (6) 公開ヒアリング
平成28年8月上旬予定
- (7) 特定結果の通知
平成28年8月中旬予定

7. 公募型プロポーザルに関する手続き等

(1) 担当部局

大館市役所総務部総務課 新庁舎建設推進室（本庁舎2階）
住 所 〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地
T E L 0186-43-7025（総務課直通）
F A X 0186-49-1198
E-mail tyousya@city.odate.lg.jp
市ホームページ <http://www.city.odate.akita.jp/>

(2) 各種関係資料の交付

各種関係資料は、大館市ホームページ内「大館市本庁舎建設事業」のバナーから入手することを原則とする。ただし、希望者には大館市役所総務部総務課新庁舎建設推進室において直接交付する。ただし、交付は、平成28年5月12日から平成28年5月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、受付時間は、9時から17時までとする。

【交付する資料】

- ・ 大館市本庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領
- ・ 提出様式
- ・ 大館市本庁舎建設基本設計業務 特記仕様書（案）
- ・ 大館市本庁舎建設基本計画
- ・ 大館市本庁舎建設基本構想
- ・ 本庁舎敷地内建物配置図
- ・ 本庁舎配置図
- ・ 現本庁舎平面図
- ・ 三ノ丸庁舎平面図
- ・ 総合福祉センター平面図
- ・ 大館市都市計画図
- ・ 各現庁舎職員部門配置
- ・ 現庁舎敷地地質調査（ボーリング）柱状図